

農業者・事業者の皆様へ

令和2年度 産業振興のための支援事業のお知らせ

登米市は、地域資源を活かし魅力ある元気な産業を「つくる」まちづくりのため、その実現と産業の振興に向けた活動がなされるよう様々な支援をしていきます。

今回のお知らせのほか、新たな支援制度や補助事業などについては、市の広報紙やホームページなどで随時お知らせします。

なお、受付期間など事業によって異なりますので、詳しくは事業担当課までお問い合わせ下さい。

また、事業によっては、予算がなくなり次第受付を終了する事業もありますのでご注意ください。

登米市産業経済部

1. 地域資源を活かした多様なビジネスを応援します！

問い合わせ先

地域ビジネス支援課 TEL0220 - 34 - 2706

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
産業支援	市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する法人若しくは団体とする。ただし、地域資源有効活用施設・機械整備支援事業について、補助額が100万円を超える場合は、3人以上で組織する任意の団体及び法人を対象とする。		
商品開発・商品力向上支援事業	加工品の開発や包装資材の製作等に要する経費への支援	講師の謝金や旅費、試作品開発費、成分分析費、ホームページ作成委託料、パッケージ開発費、商品パンフレット製作費等 対象経費の1/3以内、限度額33万円	
マーケット開拓・人材育成支援事業	新規マーケットの開拓や研修会参加等人材育成に要する経費への支援	商談会出展料、試供品作成費、運送料、講師謝金、旅費、会場借上料、受講料等 対象経費の1/3以内、限度額46万円	
地域資源有効活用施設・機械整備支援事業	地域ビジネスの事業化や拡充に必要となる施設・機械等の整備に要する経費への支援	製造・保管・製品に係る機器等。ただし、冷暖房設備や家庭用電化製品等汎用性のあるものは対象外 対象経費の1/3以内、限度額133万円	補助額が100万円を超える場合は、3人以上で組織する任意の団体及び法人が対象
店舗イメージアップ支援事業	地域の特色及び消費者ニーズに対応した魅力ある店舗づくりに必要となる事業に要する経費への支援	既存店舗の改修、新規開店に必要な自己所有物件の改修等。ただし、機器、機械及び設備等の更新は対象外。なお、改修に伴う設備等の性能向上につながる場合は対象 対象経費の1/3以内、限度額50万円	
まとめりステップアップ(生産の組織化向上)支援事業	経営の改善や向上に必要な生産者等の組織化や法人化に要する経費への支援	法人化に係る定款認証料、司法書士業務代理手数料、登記申請費等 対象経費の1/3以内、限度額20万円	
地産都商・輸出チャレンジャー支援事業	三大都市圏スーパー等を活用したインショップ販売及び海外への輸出に係る販路開拓に要する経費への支援	旅費、販促資材費、DM発送料、配送料、広告作成料、有料道路通行料、車両及び機材の借上料、謝金及び委託費(サンプル製造、マーケット調査)等 対象経費の1/3以内、限度額132万円	
創業支援	市が開催する審査会において、事業者として認定を受け、審査会開催日の属する年度の末日までに新たな事業(既に事業を営んでいる中小企業又は小規模事業者において後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに行う新たな分野への事業展開を含む。)を開始する法人又は個人とする。ただし、特定非営利活動法人は除く。		
創業支援事業	市内において起業・創業を行うために要する経費への支援	設備費、人件費、材料費、謝金、旅費、借上料、委託費、消耗品費等 対象経費の2/3以内、限度額200万円	・支援対象者は審査会で選考 ・公募期間は5月末まで
空き店舗活用支援	市内に住所を有する新規出店者又は市内に主たる事業所を有する商店街団体等とする。		
改修費補助	空き店舗の改装を支援	改装及び設備に係る経費(設計が必要な場合はその経費) 対象経費の1/3以内、限度額50万円	申請前に事前協議が必要
家賃補助	空き店舗を活用した建物の賃借料を支援	共同店舗等の用に供する建物の賃借料、新規出店者に係る建物の賃借料 対象経費の1/3以内、限度額月額2万円(申請をした日の属する月から12か月間交付)	申請前に事前協議が必要

2. 園芸経営、スマート農業や水稲栽培の低コスト化 のための条件整備を応援します！

問い合わせ先 農政課農産園芸係 TEL0220 - 34 - 2713

事業名	対象経費	補助率(額)	要件等
園芸産地拡大事業			
園芸用ハウス 整備事業	新設ハウス及び付帯設備 (換気、電気、水道、設備)	対象経費の20%以内 限度額 1,000,000 円 ※限度額特例あり	・販売を目的とした園芸作物の生産に要する施設 ・ハウスの面積は99㎡以上 ・年間あたり概ね6カ月以上の利用期間があること
	ハウスの外張り、内張りビニールの 張り替えに要する経費	対象経費の20%以内 限度額 500,000 円	・販売を目的とした園芸作物の生産に要する施設で、年間を通 して利用期間があること ・ハウスの面積は、99㎡以上とする
	中古ハウスの再利用に要する経費 (人件費を含めない。)	対象経費の20%以内 限度額 500,000 円	・販売を目的とした園芸作物の生産に要する施設で、年間を通 して利用期間があること ・ハウスの面積は、99㎡以上とする
園芸用機械 整備事業	機械(畝立機、移植機、防除機、 暖房機、収穫機、洗浄機、選別機、 包装機、予冷库等)の整備に要す る経費	対象経費の20%以内 限度額 1,000,000 円 ※限度額特例あり	・販売を目的とした園芸作物の生産に要する機械であること ・事業費 200,000 円以上であること ・既存機械の更新及び中古機械の購入については対象としな い
	環境配慮型冷暖房機の整備に要す る経費(ヒートポンプ、ペレット暖房機等)		・販売を目的とした園芸作物の生産に要する機械であること ・既存加温機からエコ製品への買い替えも対象とする
重点推進品目 支援事業	新規または面積拡大分の 重点推進品目の種苗購入費	対象経費の50%以内 限度額 300,000 円	・前年度の対象品目出荷、販売分を除く ・施設面積 99㎡以上、露地栽培 500㎡以上
	花粉交配用蜂購入費	対象経費の20%以内 限度額 100,000 円	・在来種又は蜜蜂であること
露地栽培用資 材及び機械整 備事業	露地栽培用資材(マルチ、パイプ、誘引 用資材、保温用資材等)の購入費	対象経費の20%以内 限度額 200,000 円	・露地栽培 500㎡以上 ・利用し生産された作物は全て出荷、販売すること
	露地栽培用中古機械 (新規就農者に限る)	対象経費の20%以内 限度額 500,000 円	・販売を目的とした園芸作物の生産に要する機械であること ・事業実施面積は、500㎡以上 ・青年等就農計画認定書の写しを提出すること
特定成分含有 作物生産支援 事業	特定成分含有作物のうち植物の栽培 技術の修得に係る検討会、研修 会及び実証圃場に要する経費、 種苗及び生産、出荷調整等に必要 な機械の購入費	対象経費の20%以内 限度額 500,000 円	・販売を目的とした特定成分含有作物(日本薬局方に定められ ている作物)のうち植物の生産に要する経費であること ・事業実施面積は施設栽培にあたっては 99㎡以上、露地栽培 にあたっては 500㎡以上であること
<p>※青年等就農計画の認定者は、パイプハウス等の新設、機械の導入について限度額特例があります。詳しくはお問い合わせください。 ※重点推進品目は、ねぎ、たまねぎ、ゆきな、ちぢみほうれんそう、ばれいしょ、とまとの6品目となります。 ※本制度の利用について、同一年度内において上記の事業種目ごとに1人(法人、団体等)1回に限ります。</p>			
農業生産効率化推進事業			
スマート機械 整備事業	ドローン、自動操舵機器、農業用 アシストスーツその他先進的な機 械の導入に要する経費	対象経費の50%以内 限度額 1,000,000 円	・ドローン、自動操舵機器等の先進的な機械は対象経費 が 100 万円以上であること ・露地栽培にあたっては 10ha 以上、施設栽培にあたっ ては 20a 以上作付面積があること。
環境制御シス テム整備事業	統合環境制御、経営及び栽培管理、 モニタリング等に用いるクラウド システム、ソフトウェアその他先 進的なシステムの導入に要する経 費	対象経費の50%以内 限度額 500,000 円	・統合環境制御等の先進的なシステムは対象経費が 30 万円以上であること ・露地栽培にあたっては 10ha 以上、施設栽培にあたっ ては 20a 以上作付面積があること。
水稲直播推進 事業	直播用播種機、その他直播栽培に 必要な機器類の導入に要する経費	対象経費の25%以内 限度額 250,000 円	・おおむね 10ha 以上栽培すること

3. 畜産経営を応援します！

問い合わせ先 農政課畜産振興係 TEL0220 - 34 - 2713

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)	要件等
畜産総合振興対策事業			
優良乳用牛 確保対策事業	畜産農家等が行う優良 な乳用牛の導入への支 援	乳用牛の導入に係る経費 1頭当り 50,000 円(北海道) 30,000 円(北海道以外の県外) 10,000 円(県内)	・登録書及び購買証明書を有すること ・初妊牛であること ・着地検査(ヨーネ病)を受けること ・1戸当たり年間5頭以内とする

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)	要件等
繁殖素牛導入事業	登米市産肉用牛のブランド化を目指すために、畜産農家等が行う優良繁殖素牛の導入及び保留への支援	繁殖雌牛の導入及び保留に係る経費 1頭当り 30,000円 (種雄牛が「洋糸波」「茂福久」の場合) 1頭当り 70,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・市内産雌牛で登記書を有すること ・優良子牛保留選定会合格牛又は産子検査合格牛(いずれもA3級以上)であること ・子牛市場での購入牛又は自家保留牛であること ・1戸当たり年間3頭以内とする ・自家保留の場合は12カ月経過時点で補助対象
肥育素牛導入事業	登米市産肉用牛のブランド化を目指すために、畜産農家等が行う肥育素牛の導入への支援	肥育牛の導入に係る経費 1頭当り10,000円 (種雄牛が「洋糸波」「茂福久」の場合で購入価格が55万円を超える場合) 1頭当り50,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・子牛市場での購入牛であること ・市内産黒毛和種で子牛登記書を有すること ・年間1戸当たり15頭以内とする ・ただし、種雄牛が「洋糸波」「茂福久」の子牛は5頭以内とし、年間対象頭数の15頭に含める
系統造成豚導入事業	畜産農家等が行う優良種雄豚及び母豚の導入への支援	優良種豚及び母豚の導入に係る経費 1頭当り 雄20,000円、雌10,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・純粋種(ミヤギノ、しもふりレッド等)、ミヤギノクロスであること ・登記証明及び購入証明があること ・年間対象頭数は1戸当り25頭以内とする
繁殖牛等経営規模拡大支援事業	畜産農家等が行う繁殖牛等経営の規模拡大への支援	サンシャイン牛舎の新設及び増設に要する経費(畜舎建築費、付帯設備費、設計費)事業費の1/3以内 上限額1,000,000円 新規就農者は1/2以内 上限額1,500,000円 牧柵を併設する場合は上限額に200,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養頭数の増頭計画を有すること ・設計書(見積書、建築図面等)を有すること ・屋根材に採光性のある部材を使用すること

4. 新規就農者や担い手を応援します！

問い合わせ先 産業総務課農業経営支援係 TEL0220-34-2716

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
農業担い手育成支援事業	農業研修支援事業	担い手を対象として行う研修等に係る経費 経費の1/2以内、上限50,000円	
	新規就農者支援事業	新規就農希望者が市内農家等で行う研修等に係る経費 独身者：月額30,000円以内 夫 婦：月額50,000円以内	左記3事業は、市内で5年以上就農すること
	担い手経営開始支援事業	新規就農者が農地を賃借又は取得する経費 5,000円/10a	
	ニューシニアファーマー支援事業	他産業を退職した中高年者が新規就農のため農地を賃借又は取得する経費 5,000円/10a	
	新規就農者交流促進事業	新規就農者の組織する団体の研修会等の開催に要する経費 経費の1/3以内、上限30,000円	
多様な担い手育成支援事業	中心経営体育成支援事業	水田農業用機械の取得経費 経費の2/10以内 上限600,000円	人・農地プランに位置づけられた中心経営体
	がんばる農家支援事業	水田農業用機械の取得経費 経費の1/6以内 上限200,000円	水田の米形態作付面積が2ha以上の販売農家で、今後5年以上営農を継続すること

※事業の受付は、5月1日から受付開始となります。

5. 環境にやさしい農業の取り組み・認証の取得を応援します！

問い合わせ先 農林振興課農村環境係 TEL0220-34-2709

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
環境保全型農業推進事業	有機農業を実施するための条件整備	除草機、アイガモ農法用ネット等(新規及び拡大分) 対象経費の30%以内 限度額：除草機150,000円、ネット20,000円/10a	農業者、農業者で組織する団体
	水田農業における生物多様性確保のための条件整備	ビオトープ、魚道、冬みず田んぼの条件整備 対象経費の50%以内、限度額：50,000円	法人、農業者で組織する団体
	国際水準GAP及び農作物の認証取得の支援	国際水準GAP、農作物認証(有機JAS、県認証)等の高度な認証の取得に要する経費 導入時：対象経費の50%以内(限度額あり) 更新時：対象経費の25%以内(限度額あり) 各種認証制度(JGAP指導員等)の資格取得に要する経費 対象経費の50%以内、限度額200,000円	農業者、法人、農業者で組織する団体

6. 林業経営や環境保全活動を応援します！

問い合わせ先 農林振興課林業振興係 TEL0220 - 34 - 2709

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
地域材需要 拡大支援事業	市内に居住用の住宅等を、市内産材を使用して建設する場合に支援	主要構造材の50%以上に市内産材を使用した、木造在来工法による自己の居住用住宅、自らが営む店舗及び事務所並びに集会施設の新築・増築 市内産木材使用材積 使用量 20,000円以内/m ³ (上限:300,000円) 認証材加算 5,000円以内/m ³ (上限:100,000円)	※申請は、住宅等建築完了後 ※申請期限は、住宅等建築完了後12ヵ月以内
森林病虫害 防除事業	民有地(個人の宅地内等)に発生した松くい虫被害木駆除の支援	松くい虫被害木の伐倒駆除・処分費用 経費の1/3以内	
特用林産物 総合支援事業	販売を目的とした特用林産物・原木しいたけの生産拡大及び新たな品目の生産に向けた支援	機械・施設等整備(パイプハウス等) 対象事業費の1/5以内、限度額200,000円/事業(400,000円)	※()内は原木しいたけ又は新たな品目に取り組み場合
		生産資材等導入(ほだ木、種菌等) 対象事業費の1/10以内、限度額100,000円/事業体(300,000円)	

7. 商工業者を応援します！

問い合わせ先

地域ビジネス支援課地域ビジネス支援係 TEL0220 - 34 - 2706

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)・要件等	
中小企業振興資金 融資制度	事業資金を必要とする市内の中小企業者に対し、低金利の融資を斡旋	資金使途: 運転資金、設備資金 融資限度額: 2,000万円 貸付利率: 年1.7% 償還期間: 運転資金7年以内、設備資金10年以内、併用7年以内	※信用保証料は全額市で負担
中小企業振興資金 融資 利子補給金交付事業	中小企業振興資金の融資を受けた中小企業者への利子補給	補給額: 利子支払額の1/2以内 補給対象期間: 融資開始から12ヵ月分まで	

8. 企業の進出を応援します！

問い合わせ先

地域ビジネス支援課企業振興係 TEL0220 - 34 - 2706

事業名	事業概要	対象経費・補助率(額)	要件等
企業立地促進事業 ※企業立地促進条例の改正により、令和2年4月1日から内容が一部変更となりました。	製造業、運輸業で市内に新設、移設、増設し、雇用の拡大があった企業に対する奨励金	企業立地投資奨励金 ・投資額又は課税標準額のいずれか低い方の20%を交付(投資額及び新規常時雇用人数に応じ、限度額3千万円～5千万円) ※市が造成した工業団地に新設した場合、限度額1億円～2億円 企業立地促進奨励金 ・固定資産税相当額を3年間交付 用地取得奨励金 ・市が造成した工業団地の取得額の20%を交付 雇用促進奨励金 ・新規常時雇用従業員1名につき20万円 上水道料金助成金 ・料金の30%を3年間交付(食料品製造業のみ) ※市が造成した工業団地に立地した場合、4年目20%、5年目10%を交付 環境整備奨励金 ・緑地を設置した経費の30%及び公共下水道受益者負担金に相当する額	・事前に指定企業者申請が必要 (操業開始30日前まで) ・企業立地投資奨励金、上水道料金助成金、環境整備奨励金は限度額あり ・環境整備奨励金は工場立地法による特定工場に該当する場合のみ
工業用地造成民間活力 促進奨励金	製造業、運送業で立地協定等を締結し、工業用地を造成して立地する企業に対する奨励金	用地造成に要する経費に対し奨励金を交付 造成面積5,000m ² 以上で造成工事費(9,000円/m ² 以内)の40%以内(限度額1億8千万円)	自らの負担において工業用地の造成を行い、造成後1年以内に工場建設に着手し、指定企業者となることが見込まれる事業者